

## 令和6年度第9回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年12月25日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和6年12月25日(水) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 溫司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	×				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明 (北部)	○	16. 渡邊 由美子 (西部)	○	17. 堀田 啓 (南部)	○		

計 16名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫

主 事 國分 健太郎

主 事 宮下 彩乃

議事日程

### 1 提出案件

#### (1) 議決案件について

議案第19号 農地法第5条の規定に係る許可申請 ..... 1件

議案第20号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について ..... 2件

#### (2) 報告案件について

報告第18号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 5件

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 11件

### 2 その他

農地の売買のあっせんについて

令和7年度農業委員・推進委員等研修会の日程について

会長 皆さん、こんにちは。

今年も残すところあと1週間程となりました。インフルエンザがはやっておりますが、体調管理にご注意いただき、よい年始を迎えてください。

では、只今から、令和6年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14番の木村委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員と4番 横井 満之（よこい みつゆき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第19号】農地法第5条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、申請番号R6-16をご覧ください。

申請地は\_\_\_\_番地、登記現況共に畠で、面積は\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申出者は現在、配偶者と昨年生まれた子供の3人で\_\_\_\_市内のアパートに住んでおります。家族が増え手狭になり、また夫婦共働きのため、本家の両親の子育て支援が必要になることから、本家周辺での住宅建築の考えに至りました。

本家近辺で土地を探しましたが見つからず、自己所有地もなく途方に暮れていたところ、祖父の持つ申請地を利用する承諾を得られたため申請に至りました。

申請地は、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地であるため、農地の区分の該当事項のオー（ア）－bに該当し、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

申請地は、令和6年8月に農振法農用地区域除外申出をおこなっており、令和6年11月21日に愛知県より事前調整について了承した旨の回答がありました。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になります。

後藤委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第 20 号】農相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 2 件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 2 ページ、申請番号 R6-2 をご覧ください。

被相続人の死亡により令和 6 年 5 月 9 日に相続が発生しました。相続人は議案書のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、\_\_\_\_番地他 2 筆です。面積は 3 筆合計で \_\_\_\_m<sup>2</sup> です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項並びに租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 1 項第 2 項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になります。

丹羽委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、この案件について、「意見なし」として、証明書を発行することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 続きまして、申請番号 R6-3 をご覧ください。

被相続人の死亡により令和 6 年 6 月 15 日に相続が発生しました。相続人は議案書のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、       番地です。面積は        m<sup>2</sup>です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項並びに租税特別措置法施行令第 40 条の 7 第 1 項第 2 項の規定を被相続人、相続人とも満たし農業経営が行われている状況と思われます。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は丹羽委員になります。

丹羽委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、この案件について、「意見なし」として、証明書を発行することいたします。

続きまして、【報告第 18 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 5 件及び【報告第 19 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 11 件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

続きの説明を事務局に求めます。

事務局 それでは、議案書 3 ページ【報告第 18 号】農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 5 件を説明します。

申請番号 R6-28、       番地他 1 筆、転用目的は駐車場、始末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題はありません。

事務局 申請番号 R6-29、       番地、転用目的は駐車場です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-30、       番地、転用目的は住宅建築です。

こちら、横井委員の案件となります。

- 横井委員 問題ありません。
- 事務局 申請番号 R6-31、\_\_\_\_番地、転用目的は車庫及び住宅用倉庫建築、始末書が添付されています。
- こちら、鈴木正委員の案件になります。
- 鈴木正委員 問題ありません。
- 事務局 続きまして、議案書 4 ページをご覧ください。
- 申請番号 R6-32、\_\_\_\_番地、転用目的は住宅建築、清洲駅前土地区画整理事業地内の案件になり、共有者がいるため同日に 5 条届出を受付しています。
- こちら、三宅委員の案件になります。
- 三宅委員 問題ありません。
- 事務局 では、5 ページをご覧ください。【報告第 19 号】農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 11 件について説明します。
- 申請番号 R6-67、\_\_\_\_番地、転用目的は住宅建築、始末書が添付されています。
- こちら、丹羽委員の案件となります。
- 丹羽委員 問題ありません。
- 事務局 申請番号 R6-68、\_\_\_\_番地、転用目的は駐車場です。
- こちら、渡邊推進委員の案件となります。
- 渡邊推進委員 問題ありません。
- 事務局 申請番号 R6-69、\_\_\_\_番地、転用目的は住宅建築です。
- こちら、伊藤委員の案件になります。
- 伊藤委員 この農地は北側から取水しており、その水は申請地の南側にある 2 筆の田んぼにも供給されています。今回申請地を埋め立てすると南側の農地が取水できなくなることが予想されたため、南側の土地所有者にヒアリングを行いました。結果は、「北側からも取水しているが、南側から取水することも無理すればできる」とのことでしたが、実際にそれだけの水で田んぼを行うことはできません。南側の農地について、現在の状況と今後の利用意向について確認したところ、山西用水を使用する意向はないとのことでした。そのため、結論的には問題ありません。
- 事務局 申請番号 R6-70、\_\_\_\_番地、転用目的は住宅建築です。
- こちら、丹羽委員の案件になります。
- 丹羽委員 問題ありません。

事務局 続きまして、6ページをご覧ください。

申請番号 R6-71、\_\_\_\_番地、転用目的は住宅建築、再転用であり、清洲駅前土地区画整理事業地内の案件です。

こちら、三宅委員の案件となります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-72、\_\_\_\_番地、転用目的は駐車場です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-73、\_\_\_\_番地他 4 筆、転用目的は駐車場、清洲駅前土地区画整理事業地内の案件です。

こちら、三宅委員の案件となります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-74、\_\_\_\_番地、転用目的は診療所、再転用で、新清洲駅北土地区画整理事業地内の案件です。

こちら、渡邊推進委員の案件になります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-75、\_\_\_\_番地、転用目的は住宅建築、清洲駅前土地区画整理事業地内の案件で、共有者間での使用貸借のため同日に 4 条届出を受付けています。

こちら、三宅委員の案件となります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-76、\_\_\_\_番地他 1 筆、転用目的は駐車場、宮田用水決済賦課金の案件です。

こちら、堀田推進委員の案件になります。

堀田推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-77、\_\_\_\_番地、転用目的は店舗建築です。

こちら、横井委員の案件になります。

横井委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他に移ります。農地の売買のあっせんについて事務局に説明を求めます。

事務局 議案書と共に資料を事前に一式送付させていただいています。一覧にあ

る土地について、相続財産清算人がつき引き取り手を探していましたが、遊休農地化してしまい見つからなかったため、引き取り手を探してほしいと事務局に相談があり、皆様にご連絡させていただきました。

現時点で、引き取り手の希望がいくつかありますので、皆様のなかで引き取り希望がなければ、話を進めさせていただきたいと思います。

また、農協でも把握している可能性がありますので、事務局にて確認する予定です。

今後もこのように遊休農地の解消に向けて動いていきたいと思いますので、その際は都度相談させていただきますのでよろしくお願ひします。

以上で説明を終わります。

鈴木推進委員 他に市街化区域の農地もあったと思いますが、意図的に外されていますか。

事務局 今回相談いただいた土地は、青地や第1種農地であり、原則農地転用できない土地です。そのため、農地として活用していただく必要があります。指摘いただいた市街化区域の農地は転用しやすいため、外された可能性が高いです。

伊藤委員 値段はわからないのですか。

事務局 値段について弁護士に聞いたところ、一般的な土地の評価額から算定することが多いが、裁判所の許可が必要なため明確な値段が提示できていない状況とのことでした。事務局から購入希望者へ価格の聞き取りをし、弁護士とすりあわせた上で合意に至るかどうかという流れになります。

伊藤委員 現況が雑種地になっている土地について、除草はしていただけることですが、土はおこしてもらえるのでしょうか。

事務局 管理費用の中でできるのであれば、できるかもしれません。購入希望者がおこした状態の土地がほしいとのことでしたら、弁護士に管理費用としてお願ひしていただければと思います。ただし、認められるかは事務局にもわかりません。

横井委員 水はどうするのか。

事務局 場所によっては地下水をくみ上げて営農しています。場合によってはご自身で水を用意していただく必要があります。

会長 他に質問はありますか。

それでは、令和7年度農業委員・推進委員等研修会の日程について事務局に説明を求めます。

事務局 令和7年度の皆様の研修会の日程の案内がありましたので、連絡させて

いただきます。令和7年9月5日、13時半から今年と同じ会場で実施される予定です。皆様にはご参加いただくようお願いします。

また、令和7年度の農業委員会の会場と日程について一覧を机上配布させていただきました。現在使用している会場が改修工事するため、来年度は使用できなくなります。そのため、会場は北館2階に移動します。毎月25日に農業委員会を行っていますが、会場の予約の都合により、12月は前日の24日に行いますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

会長 以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和7年1月24日、金曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階第1会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和6年度第9回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後2時45分—

個人情報に当たるとの考え方から、議事録中の番地等は、省略等して記載しています。